

在留邦人の皆様へ

新紙幣発行に係る情報について（お知らせ）に関する追加情報（その6）

2016年12月9日

在インド日本国大使館

11月8日夜に発表された旧高額紙幣（旧500ルピー紙幣及び1,000ルピー紙幣）の無効化並びに新500ルピー紙幣及び2,000ルピー紙幣の導入に関し、12月8日、財務省が新たに通達を発表しております。

1 政府系病院等一部用途での支払いに関しては、12月15日まで旧高額紙幣の使用が認められておりましたが、今回の財務省発表により、以下の支払いについては、12月10日以降、旧高額紙幣が使用できなくなりますのでご注意ください。

(1) 鉄道、政府又は国営企業（が経営する）バスのチケットカウンターでチケットを購入する際の支払い

(2) 鉄道の食事サービス（catering services on board）に対する支払い

(3) 郊外鉄道やメトロのチケットを購入する際の支払い

2 なお上記の支払いを除き、現時点で旧高額紙幣（旧500ルピー紙幣のみ）の使用が認められているのは、以下の支払いについてです。

(1) 政府系病院での治療費用の支払いや、医師の処方箋を示して政府系病院の薬局で医薬品を購入する際の支払い

(2) 中央政府又は州政府の認可の下で運営する消費者共同組合店舗（consumer cooperative stores）での支払い（身分証が必要。1回につき5,000ルピーまで）

(3) 中央政府又は州政府の認可の下で運営する牛乳販売店での支払い

(4) 火葬場や墓所での支払い

(5) 医者の方箋に基づく薬局における支払い（身分証が必要）

(6) LPGガスシリンダーを購入する際の支払い

(7) インド考古調査局によって運営される遺跡の入場券を購入する際の支払い

(8) 中央・地方政府に対する手数料、料金、税金、罰金の支払い

(9) 公共料金に対する支払い（水道代・電気代のみ）。但し、延滞や現在の請求に対する個人及び家庭の支払いに限定される。

(10) 法廷の手数料支払い

(11) 中央政府・地方政府等の販売店で作物種子を購入した場合の支払い

(12) 中央政府、州政府、市、地方団体の学校に通う生徒の学費支払い（生徒1人あたり2,000ルピーまで）

(13) 中央政府もしくは州政府が運営する大学における費用支払い

(14) プリペイド式携帯（トップアップ方式）の料金支払い（トップアップ1回につき500ルピーまで）

(15) 道路料金所での通行料支払い

今後もインド政府より新たな通知が発出される可能性があります。最新の状況は下記ウェブサイトにてご覧頂くことができます。

○インド財務省：<http://www.finmin.nic.in/>

○インド準備銀行：<https://www.rbi.org.in/home.aspx>

### 3 当館の領事手数料について

当館では、今回の措置を踏まえ11月30日までは旧高額紙幣（500ルピー及び1,000ルピー）を受付けておりましたが、12月1日以降は受付けることができなくなっておりますのでご留意願います。

なお、手数料お支払いの際には、釣り銭のいらぬようご協力をお願いいたします。

（お問い合わせ先）

○在インド日本国大使館

50-G Shantipath, Chanakyapuri, New-Delhi

電話：+91-11-4610-4610

（了）